

# 《各種届出書の記載例》

## ◆普通徴収に切り替える場合（未徴収税額を本人が納付）

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税(国税) 特別徴収税額の決定・変更通知書」や「納入書」に記載された指定番号を記載してください。

(様式1)

異

給与支払報告 にかかると 給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 ●年 ●月 ●日		〒989-6153 宮城県大崎市古川七日町□-□	特別徴収義務者 指定番号 99999	※ 年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
フリガナ オオサキ タロウ		フリガナ カフシキカイシャマルマルオオサキ	宛名番号 11				
氏名又は名称 株式会社〇〇大崎		氏名 大崎 花子	所属 経理				
個人番号 又は法人番号 1234567890123		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰め記載	担 当 者 先 電 話 0229-23-XXXX 内線 ( )				
給 与 所 得 者	フリガナ オオサキ タロウ 氏名 大崎 太郎 生年月日 昭和XX年 X月 XX日 個人番号 123456789012 受給者番号 1月1日現在の住所 大崎市古川北町〇丁目〇-〇 異動後の住 所	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 48,100 円	(イ) 徴収済額 6月 9月 まで	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10月 5月 まで	異 動 年 月 日 令和●年 9月 20日	異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払 6. 少額 7. 合併 8. 支 9. 所 10. 理 11. 由 12. 由 13. 由 14. 由 15. 由 16. 由 17. 由 18. 由 19. 由 20. 由 21. 由 22. 由 23. 由 24. 由 25. 由 26. 由 27. 由 28. 由 29. 由 30. 由 31. 由 32. 由 33. 由 34. 由 35. 由 36. 由 37. 由 38. 由 39. 由 40. 由 41. 由 42. 由 43. 由 44. 由 45. 由 46. 由 47. 由 48. 由 49. 由 50. 由 51. 由 52. 由 53. 由 54. 由 55. 由 56. 由 57. 由 58. 由 59. 由 60. 由 61. 由 62. 由 63. 由 64. 由 65. 由 66. 由 67. 由 68. 由 69. 由 70. 由 71. 由 72. 由 73. 由 74. 由 75. 由 76. 由 77. 由 78. 由 79. 由 80. 由 81. 由 82. 由 83. 由 84. 由 85. 由 86. 由 87. 由 88. 由 89. 由 90. 由 91. 由 92. 由 93. 由 94. 由 95. 由 96. 由 97. 由 98. 由 99. 由 100. 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

9月20日に退職した給与所得者の未徴収税額を10月分(11月10日納期限)から普通徴収(本人が納付)に切り替える場合。

①特別徴収税額(年税額) 48,100円(6月から翌年5月分)  
②徴収済額 16,100円(6月から9月分)  
③未徴収税額 32,000円(10月から翌年5月分)

↑  
普通徴収へ切り替える額

新しい勤務先へは、月割  
月分(翌月10日納入期限)から  
徴収し、納入するよう連絡済みです。

普通徴収へ切り替える場合は  
3を記載してください。

1月1日から4月30日までの間に退職等により異動が生じた場合は、本人から申し出がなくとも、未徴収税額を一括徴収することが原則義務づけられています。その場合は「一括徴収する場合」の記載例を確認してください。

【注意】 「給与支払者(特別徴収義務者)一欄中の「宛名番号」欄には、この通知書に記載された宛名番号を記載してください。 ※印の欄は、記載しないでください。

# ◆一括徴収する場合（未徴収税額を全て給与から引いて一括で納入）

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税（国税）特別徴収税額の決定・変更通知書」や「納入書」に記載された指定番号を記載してください。

（様式1）  
**異**

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収  
 給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収  
 給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 ●年 ●月 ●日	〒989-6153 宮城県大崎市古川七日町□-□	特別徴収義務者 指定番号 99999	宛名番号 11
フリガナ オオサキ タロウ	フリガナ カフシキカイシャマルマルオオサキ	担連 当絡 者先	所 属 氏 名 大崎 花子
氏名 大崎 太郎	氏名又は名称 株式会社〇〇大崎	電 話 0229-23-XXXX 内線 ( )	
個人番号 又は法人番号 1234567890123	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		

フリガナ オオサキ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
氏 名 大崎 太郎	48,100 円	16,100 円	32,000 円	令和●年 10月 15日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. 合算 (事由・理由)	2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日 昭和XX年 X月 XX日		6月 から 9月 まで	10月 から 5月 まで			
個人番号 123456789012						
受給者番号						
1月1日 現在の住所 大崎市古川北町〇丁目〇-〇						
異動後の 住 所						

10月15日に退職した給与所得者の未徴収税額を10月分(11月10日納期限)で一括して納入する場合。

①特別徴収税額(年税額) 48,100円(6月から翌年5月分)  
 ②徴収済額 16,100円(6月から9月分)  
 ③未徴収税額 32,000円(10月から翌年5月分)  
 ↑  
 一括徴収額

未徴収税額の記載月は一括徴収して納入する月と揃えてください。  
 例)納入する月が10月であれば、未徴収税額も10月から記載

一括徴収の場合は2を記載してください。

一括徴収した税額を納入する月を記載してください。  
 例)11月10日納期限で納付する場合は10月分と記載

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 10月30日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 32,000 円	左記の一括徴収した税額は、 10月分(翌月10日納期限)で納入します。
-----	--	-----------------	---------------------------------	--

1月1日から4月30日までの間に退職等により異動が生じた場合は、本人から申し出がなくとも、未徴収税額を一括徴収することが原則義務づけられています。

注意  
1 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「宛名番号」欄には、この通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
2 ※印の欄は、記載しないでください。

# ◆特別徴収を継続する場合（未徴収税額を新しい勤務先で引き続き特別徴収）

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税(国税)特別徴収税額の決定・変更通知書」や「納入書」に記載された指定番号を記載してください。

給与支払報告 にかかると 給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
令和 ● 年 ● 月 ● 日		特別徴収義務者指定番号 <b>99999</b>		
大崎市長 殿		宛名番号 <b>11</b>		
フリガナ <b>オオサキ タロウ</b>		所属 <b>経理</b>		
氏名又は名称 <b>株式会社〇〇大崎</b>		担連氏名 <b>大崎 花子</b>		
個人番号又は法人番号 <b>1234567890123</b>		担当者先電話 <b>0229-23-XXXX</b> 内線 ( )		
フリガナ <b>オオサキ タロウ</b>	氏名 <b>大崎 太郎</b>	(ア) 特別徴収税額 (年税額) <b>48.100</b> 円	(イ) 徴収済額 <b>16.100</b> 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) <b>32.000</b> 円
生年月日 <b>昭和XX年 X月 XX日</b>	個人番号 <b>123456789012</b>	異動年月日 <b>令和●年 9月 20日</b>		異動の事由 <b>1</b> 退職・長期間欠勤 2. 転職 3. 死亡 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職
受給者番号	1月1日現在の住所 <b>大崎市古川北町〇丁目〇-〇</b>	異動後の住所		異動後の未徴収税額の徴収方法 <b>1</b> 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収

特別徴収継続の場合は1を記載してください。

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 <b>4.000</b> 円を <b>10</b> 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
新しい勤務先 (特別徴収義務者) 特別徴収義務者指定番号 <b>88888</b>	法人番号 <b>9876543210987</b>	所属 <b>人事課</b>	受給者番号 <b>12345-9999</b>
所在地 <b>〒987-1304 大崎市松山千石字広田〇〇</b>	担当者連絡先 氏名 <b>松山 太郎</b>	氏名 <b>松山 太郎</b>	納入書の要否 (新集の場合のみ記載) <b>1</b> 必要 2. 不要
フリガナ <b>マルマルマツヤマカフシキカイシャ</b>	氏名又は名称 <b>〇〇松山株式会社</b>	氏名 <b>松山 太郎</b>	

必ず現在の勤務先と新しい勤務先の会社同士で、徴収済額、何月から新しい勤務先で開始するか等を連絡・調整のうえ届出書を提出してください。調整できない場合は特別徴収を継続ではなく普通徴収へ切り替えとってください。

新しい勤務先の大崎市での指定番号を記載してください。過去も含めて大崎市で特別徴収したことがなければ「新規」を○で囲んでください。

徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
月 日	円

新しい勤務先と調整した後に、特別徴収の開始月と月割額を記載してください。給与計算の関係等で開始月が遅くなる場合(例:9月分まで徴収済だが、新しい勤務先では11月分から開始する)は、開始月のみ記載してください。後日税務課から毎月徴収する税額を記載した通知を送付いたします。(通知は毎月20日まで提出された届出書は翌月15日頃、20日より後の提出は翌々月15日頃送付されます)

理由	※ 市町村記入欄
<input type="checkbox"/> 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	